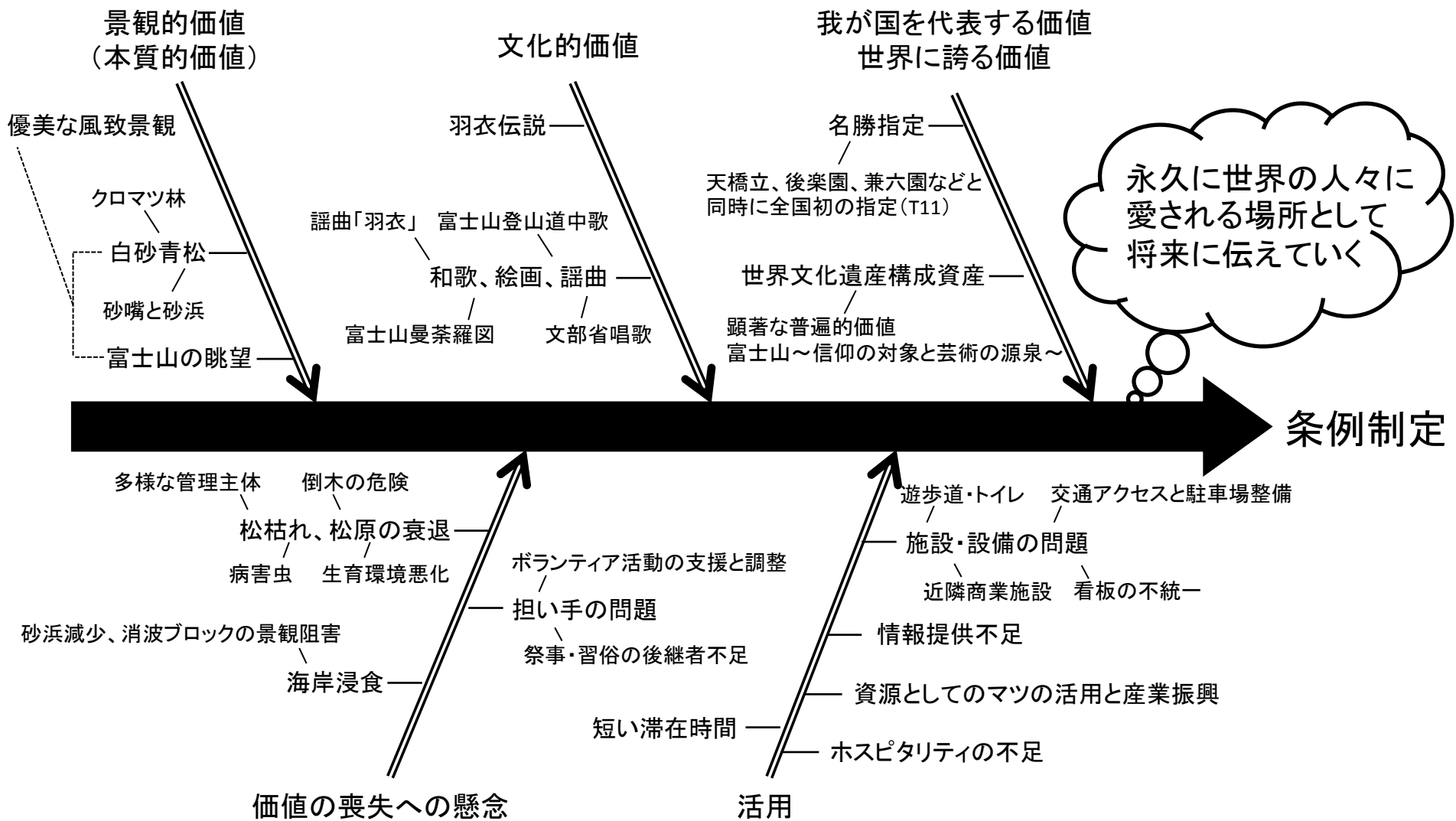


# 条例制定の必要性



# 条例の方向性

保全があってこそその活用

活用は策定中の計画で検討

既存規制や施策の活用

条例の主目的は三保松原を将来に伝えていくこと

文化財保護法や都市公園条例など既に規制等を受けている

「市民や来訪者とともに三保松原を保全する」という市の強い意志を「条例」により決定・発信したい

特に保全に重きを置いた理念型の条例

地権者に対する権利の制限や義務付けは???

三保松原を将来に伝えるためには、関係者(市、権利関係者(地権者、近隣商業者等)、NPO、市民、世界遺産構成資産所在自治体等)との協力が不可欠

市も積極的に事業展開している

市が現に苦慮しているものがあれば条例による解決も考えたい。

海岸保全は県の事務

海岸保全の規定化は困難

市民の財産である三保松原の保全主体は市民ではないのか

来訪者も保全に協力すべきだ

# 条例骨子(案)のイメージ

前 文

条例制定の背景や必要性

1 目的

1 三保松原を将来の世代に引き継ぐこと

2 定義

2 「三保松原」等を定義

3 保全努力、情報発信  
施策への協力

4 施策への協力、保全努力

5 適切な保全措置、景観地として活用、世界へ発信  
関係機関との連携  
世界遺産構成資産所在自治体との連携

3 市民の責務

4 来訪者の責務

5 市の責務

責務

6 保全活用計画及び管理基本計画

6 保全及び活用を総合的かつ  
計画的に推進するための保全  
活用計画の策定  
保全活用計画に基づく松原  
管理基本計画の策定

規制、保全

7 規制及びその周知

7 既存の規制の活用  
市民に対する周知の努力義務

8 松の保全に関する措置

8 保全のための施策、  
立入検査、勧告

10 三保松原の日

10 保全と活用のための活動を推進  
する日として三保松原の日を設定

9 世界遺産三保松原巡視員

9 巡視員の設置、市への報告

# 条例骨子(案)

## 前文

静岡市は、美しい霊峰富士の絶景を眺めることができるまちです。とりわけ、三保松原は、万葉の昔から白砂青松と際立つ富士山の眺望のすばらしさで全国に知られています。松原、砂嘴(さし)、かなたにそびえる富士山が織りなす三保松原の景観は、他に類例を見ない極めて日本的な原風景として、時を超えて数多くの人に愛されてきました。

三保松原は、古来数多くの和歌等に詠まれ、また、絵画に描かれてきました。殊に羽衣の松は、天女が舞い降りて羽衣を掛けた松として伝承され、著名な謡曲である羽衣にうたわれています。

そのような美しい景観や文化的価値から、大正11年3月には名勝に指定され、また、平成25年6月には世界文化遺産富士山―信仰の対象と芸術の源泉の構成資産としてユネスコの世界遺産に登録されました。

私たちは、三保松原を愛し、また、人類の掛け替えのない遺産として保存し、その美しい景観を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年、三保松原では、松くい虫による被害等により、多くの松が伐採を余儀なくされる等、その存続が脅かされる状況にあります。

私たちは、このような状況に適切に対処し、三保松原を人類共通の遺産として保全し、その価値を損なうことなく適切に活用していかなければなりません。

ここに、私たちは、すばらしい三保松原を永久に世界の人々に愛される場所として将来に伝えていくことを誓い、この条例を制定します。

この条例の制定の由来や基本理念などを述べています。

## 1 目的

条例は、世界文化遺産である富士山―信仰の対象と芸術の源泉の構成資産である三保松原の景観、自然環境及び文化的環境の保全及び活用に関し必要な事項を定め、三保松原を将来の世代に引き継ぐことを目的とします。

この条例の目的を定めます。

この条例では、世界文化遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産である三保松原を次世代に引き継ぐために必要な理念や施策を定めます。

## 2 定義

この条例における用語の定義を、次のとおり規定します。

- (1)「三保松原」とは、世界遺産の保存及び自然遺産の保護に関する条約第11条第2項の世界遺産一覧表に文化遺産として記載された富士山—信仰の対象と芸術の源泉の構成資産である三保松原の区域及びその緩衝地帯をいいます。
- (2)「名勝指定地域」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により名勝三保松原として指定された区域をいいます。

この条例で使われる用語の定義を定めます。

## 3 市民の責務

- (1)市民は、三保松原の文化的及び歴史的価値について理解を深め、その保全及び魅力の発信を積極的に行うよう努めるものとします。
- (2)市民は、松くい虫等の防除対策、海岸保全工事その他の松原(名勝指定地域内における三保松原の本質的価値を構成する松の集団をいう。以下同じ。)及び砂嘴(さし)の保全のため講じられる施策に協力するものとします。

市民の責務について定めます。

## 4 来訪者の責務

三保松原を訪れる者は、市が実施する海岸の保全、松の保護等の施策に協力するとともに、ごみを持ち帰る、松原における余暇活動で火気を使用しない等、三保松原の環境の保全に努めるものとします。

来訪者の責務について定めます。

## 5 市の責務

- (1)市は、三保松原の景観、自然環境及び文化的環境が保全されるよう適切な措置を講じるとともに、三保松原を市の重要な資源として活用し、その魅力を世界に発信するものとします。
- (2)市は、三保松原を保全し、及び活用するため、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係機関と密接に連携し、これらが講じる施策と適切な調整を図るものとします。
- (3)市は、世界文化遺産である富士山―信仰の対象と芸術の源泉の本質的価値が保たれるよう、その構成資産が所在する他の地方公共団体と連携を図るものとします。

市の責務について定めます。

## 6 保全活用計画及び松原管理基本計画

- (1)市は、三保松原の保全及び活用を総合的かつ計画的に推進するための計画として、世界遺産三保松原保全活用計画（以下「保全活用計画」という。）を策定するものとします。
- (2)保全活用計画には、次のことを定めるものとします。
  - ① 松原の保全に関すること。
  - ② 三保松原の砂嘴(さし)の保全に関すること。
  - ③ 三保松原の風致景観の保全に関すること。
  - ④ 世界遺産としてふさわしい三保松原の環境整備に関すること。
  - ⑤ 三保松原に関する魅力の発信に関すること。
  - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、三保松原の保全及び活用に関する必要なこと。
- (3)市は、保全活用計画に基づき松原の管理に関する基本的事項を定めた松原管理基本計画を策定し、これを実施するものとします。
- (4)市は、保全活用計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映させるため、必要な措置を講じるものとします。

市がこの条例の目的を達成するために策定する世界遺産三保松原保全活用計画や松原管理基本計画に盛り込むべき内容などについて定めます。

## 7 規制及びその周知

- (1)市は、三保松原の保全のため、文化財保護法、静岡市景観条例(平成20年静岡市条例第18号)、静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)その他三保松原の保全又は活用に関連する法令を有効に活用するよう努めるものとします。
- (2)市は、市民及び来訪者に対し、前項の法令の内容を十分周知するよう努めるものとします。

三保松原には、多くの法令の規制があるため、市に対し、これを周知し、有効に活用するよう定めます。

## 8 松原の保全に関する措置

- (1)市は、松原の保全のため、松原管理基本計画に基づき、落葉した松葉の除去、除伐、間伐、松くい虫等防除策その他松原の保全のため必要な対策を講じなければなりません。
- (2)市長は、松原管理基本計画を実施する上で必要があると認めるときは、あらかじめ土地の所有者又は管理者の同意を得て、その命じた者又は委任した者に名勝指定地域内の土地に立ち入り、松原の管理の状況を検査させることができます。
- (3)前項の規定による立ち入りのための手続きその他必要な事項は、市長が別に定めます。
- (4)市長は、松原の保全のために必要があると認めるときは、名勝指定地域内の土地の所有者又は管理者に対し、松原の保全に関し必要な措置を取ることを勧告することができます。
- (5)名勝指定地域内の土地の所有者及び管理者は、第2項に規定する立入検査及び前項の勧告に協力するよう努めるものとします。

松原の保全に関する措置として、管理状況の検査及び対応を定めます。

## 9 世界遺産三保松原巡視員

- (1)市長は、三保松原における松の保全状況を的確に把握するため、世界遺産三保松原巡視員(以下「巡視員」という。)を置くものとします。
- (2)巡視員は、定期的に及び市長からの依頼を受けて三保松原を巡視するものとし、その結果、三保松原の保全が損なわれ、又はそのおそれがあると認めるときは、速やかに市長に報告するものとします。
- (3)市長は、前項の規定による報告を受け、三保松原の保全上必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- (4)前3項に定めるもののほか、巡視員に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

三保松原巡視員について定めます。

## 10 三保松原の日

市民が三保松原の保全及び活用について認識し、保全及び活用のための活動を推進する日として、毎年 月 日を三保松原の日とします。

三保松原の日について定めます。

## 附則

この条例は平成 年 月 日から施行します。

条例の施行日を定めます。